公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく競争入札に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日　行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

（令和５年３月）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別（総合評価の実施）	予定価格	契約金額	落札率（%）小数点第3位四捨五入	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
ロボット草刈機の設置（朝礼場エリア用） (岐阜基地)	航空自衛隊 第２補給処業務部 会計課長　堀江　充弘 岐阜県各務原市那加官有地無番地	令和5年3月1日	ヱビス商店農機部 岐阜県岐阜市太郎丸中島271番地1	なし	一般競争入札	1,184,150	1,088,917	91.96%				
リチウム電池３個以下９７点 (岐阜基地)	航空自衛隊 第２補給処業務部 会計課長　堀江　充弘 岐阜県各務原市那加官有地無番地	令和5年3月2日	石川工具㈱ 愛知県一宮市緑3丁目1番4号	5180001082073	一般競争入札	3,225,767	2,316,359	71.81%				
ロボット草刈機の設置（展示機エリア用） (岐阜基地)	航空自衛隊 第２補給処業務部 会計課長　堀江　充弘 岐阜県各務原市那加官有地無番地	令和5年3月2日	㈱森の生活社 岐阜県加茂郡白川町河岐1715番地1	1200001018516	一般競争入札	2,068,000	1,724,800	83.40%				
モニター３０台以下１４点 (岐阜基地)	航空自衛隊 第２補給処業務部 会計課長　堀江　充弘 岐阜県各務原市那加官有地無番地	令和5年3月3日	㈱髙修 岐阜県岐阜市西野町6丁目2番地	9200001003139	一般競争入札	4,104,870	3,740,000	91.11%				
ロボット草刈機の設置（２補庁舎西エリア及び合同送信所南エリア用）以下２件 (岐阜基地)	航空自衛隊 第２補給処業務部 会計課長　堀江　充弘 岐阜県各務原市那加官有地無番地	令和5年3月3日	ヱビス商店農機部 岐阜県岐阜市太郎丸中島271番地1	なし	一般競争入札	2,306,040	2,152,678	93.35%				
自動車ガソリン２号ドラム４０００Ｌ以下２点 (岐阜基地)	航空自衛隊 第２補給処業務部 会計課長　堀江　充弘 岐阜県各務原市那加官有地無番地	令和5年3月3日	㈱かまや 東京都台東区根岸5丁目1番14号	6010501002918	一般競争入札	2,011,464	2,011,464	100%				
以下余白												

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく競争入札に係る情報の公表（公共工事）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日　行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

（令和５年３月）

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別（総合評価の実施）	予定価格	契約金額	落札率（%）小数点第3位四捨五入	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
該当なし												
以下余白												

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日　行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

（令和５年３月）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率（%）小数点第3位四捨五入	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
該当なし													

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。